

第325回山形県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和3年1月12日(火) 13時40分～15時15分

2 場 所 県庁2階 講堂

3 出席者

島 軒 治 夫	鈴 木 春 男	大 場 一 昭	高 橋 光 明
五十嵐 秀 樹	鈴 木 正	津 藤 真知子	今 野 亘
國 方 敬 司	山 口 芳 彦		

4 臨席者

山形県内水面漁業協同組合連合会	参 事 桂 和 彦
山形県農林水産部	部 長 高 橋 雅 史
山形県農林水産部水産振興課	水産業成長産業化主幹 佐 藤 年 彦
山形県内水面水産研究所	所 長 本 登 渉

5 事務局

山形県内水面漁場管理委員会 事務局	事 務 局 長 小 林 克 靖
〃 〃	事 務 局 次 長 長 谷 川 慎 一
〃 〃	書 記 渡 邊 洋 子
〃 〃	書 記 齋 藤 進
〃 〃	書 記 粕 谷 和 寿

6 開会

事務局次長	ただいまから、第325回山形県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
-------	------------------------------------

7 知事あいさつ

事務局次長 (長谷川補佐)	はじめに、山形県知事よりごあいさつを申し上げます。
高橋農林水産部長	農林水産部長の高橋と申します。知事が所用のため出席できませんので、知事あいさつを代読させていただきます。 このたび、皆様方には、漁業者の代表、採捕者・養殖業者の代表、そして学識経験を有する方々として、山形県内水面漁場管理委員会の第21期委員の就任をお願い申し上げましたところ、快くお引き受け頂き、心から感謝申

上げます。

本委員会は漁業法及び地方自治法に基づき設置されているものであり、漁業権の免許や遊漁規則の認可等に関する諮問についての審議・答申、水産動植物の保護・繁殖や漁業調整に関する指示など、内水面の漁場管理と漁業振興にとって極めて重要な責務を担っていただいております。

今期の委員会におきましては、漁業権の免許切替えについて御審議いただくほか、コイヘルペスウイルス病などの防疫対策に加え、内水面水産資源の保護・増殖対策などが重要な審議項目になるものと考えております。

さて、水産政策の改革として、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本制度が一体的に見直しされ、昨年12月1日には漁業法等の改正が行われたところです。内水面漁業協同組合においても、漁業権者として漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるための計画の作成や、資源管理の状況及び漁場の活用状況の報告などが新たに求められることとなりました。

そのほか、漁業法の改正にあわせ、山形県漁業調整規則についても、海面と内水面の規則を一本化する等の改正が行われたところです。

近年の内水面を取り巻く状況としましては、豪雨による河川の濁り、外来魚や鳥獣による食害など、内水面の漁場環境の悪化が見られ、魚類生息環境の保全及び改善の必要性が高まっております。また、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響や豪雨災害により、遊漁者が減少するなど、各漁業協同組合の経営についても厳しい状況におかれていると認識しております。

このような状況の中、増殖対策の推進や漁場環境の改善における緊要な問題の処理など、内水面漁場管理委員会の果たす役割はますます重要になってきているところであります。

また、現在、水産振興条例（仮称）の制定、その実行計画となる水産振興計画の策定に向けて準備を進めており、内水面漁業協同組合や養殖業者等の皆様からも様々な御意見をいただいております。県といたしましては、この条例制定を契機として、本県水産業を持続し、成長する魅力ある産業にするとともに、山形県の水産業を元気にしてまいりたいと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては、県内水面漁場の適切な管理と内水面漁業振興のため、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。

8 委員紹介	
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは、初めての委員会ですので、事務局より各委員の皆様の御紹介をいたします。紹介された方はその場で御起立いただければと思います。
事務局長 (小林課長)	私から委員の皆様の御紹介をさせていただきます。 (漁業者代表委員、採捕者代表委員、学識経験委員の順に紹介)
9 仮議長選出	
事務局次長 (長谷川補佐)	議事に入る前に、委員会の概要についてご説明いたします。 内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づく都道府県の行政委員会であり、知事の監督の下に漁業法の規定に基づき、内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理することとなっております。漁場計画の内容、漁業権の免許、遊漁規則の変更等の諮問へ対する答申を行うほか、水産動植物の繁殖保護に必要な制限、禁止等の指示発動の決定をすることができます。 漁業法令関係等の資料を配布しておりますので、後ほどご覧ください。
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは議事に移りますが、会長及び会長代理が不在ですので、会長が選出されるまでの仮議長を選出いただく必要がございます。仮議長の選出については、慣例により、年長者にお願いすることとしておりますが、皆様よろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
事務局次長 (長谷川補佐)	ありがとうございます。それでは、仮議長を島軒委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは、島軒委員、議長席にお移りいただきたいと思います。
仮議長 (島軒委員)	御指名ですので、しばらくの間仮議長の職を努めさせていただきたいと思っております。
10 議事録署名委員の選出	
仮議長 (島軒委員)	まず、議事録署名委員の選出については、わたくしに御一任頂きたいと思っておりますがいかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)

仮議長 (島軒委員)	それでは、第325回委員会の議事録署名委員は、鈴木正委員と今野委員 にお願いします。
11 議事	
	【第1号議案】
仮議長 (島軒委員)	第1号議案「会長及び会長代理の選出について」を議題に供したいと思 います。本案件は、漁業法第137条第2項の規定により委員の互選となっ ております。選出の方法について、いかがいたしましょうか。 特に意見が無ければ、選出方法について、私に御一任していただい てよろしいでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
仮議長 (島軒委員)	前回と同様、漁業者代表委員1名、採捕者・養殖業者代表委員1名、学識 経験委員1名の選考委員による指名推薦の方法により候補者を選出してい かがですか。
各委員	(異議なしの声)
仮議長 (島軒委員)	それでは、選考委員は選任区分・選任回数等から鈴木春男委員、五十嵐委 員、津藤委員の3名を指名します。また、立会者として事務局長に立ち会っ ていただくこととします。選考委員からは、後ほど、選考結果を発表して いただきますのでよろしくお願いします。 それでは、暫時休憩します。
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは選考委員の皆さまは事務局長の案内に従って別室へ移動してい ただきたいと思います。 なお、所用により農林水産部長はここで退席させていただきますので、御 了承願います。
	(休 憩 ・ 選 考)
仮議長 (島軒委員)	それでは委員会を再開します。 選考委員から、選考結果を御報告願います。
選考委員 (五十嵐委員)	選考の結果、会長には國方委員を、会長代理には島軒委員を候補者として 推薦することになりました。
仮議長 (島軒委員)	選考委員より、会長及び会長代理の推薦者について報告がありましたが、 ただいまの推薦のとおり決定していかがでしょうか。
各委員	(異議なしの声)
仮議長	それでは、会長は國方委員に、会長代理は島軒委員に決定します。以上を

(島軒委員)	もって、仮議長の職務を終了いたします。
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは、新会長及び新会長代理にごあいさつ頂きます。
國方会長	<p>ただいま会長に選出していただきました國方です。</p> <p>昨年はコロナや豪雨の影響で、漁業協同組合が大変な状況に置かれているかと思えます。昨年に限らず、ここ数年は漁業組合の経営状況が徐々に悪くなっていることが見て取れます。これからはそれぞれの組合が置かれている地域的な状況や経営状況などの中で、今後どのような方向で経営を立て直していくのかが課題になっていくと思っています。</p> <p>これまでと同じように進めていくことが難しい状況になっておりますので、委員の皆様と一緒に考えて行きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
島軒会長代理	<p>引き続き、会長代理ということで選出いただきました。</p> <p>微力ではございますが、あと4年間、いままでの経験を活かし頑張っていきたいと思えます。</p> <p>私が目指しているところは若い人が川に近づくような環境を作っていくことです。漁業組合が赤字になっておりますので、比較的安価な卵放流や産卵場造成により、魚の住みやすい環境の川づくりを今後頑張っていきたいと考えておりますので、ご指導よろしくお願いいたします。</p>
事務局次長 (長谷川補佐)	<p>ありがとうございます。</p> <p>國方会長は議長席にお移り願います。</p>
事務局次長 (長谷川補佐)	それでは、國方会長、議事の進行をよろしく申し上げます。
	【第2号議案】及び【第3号議案】
議長 (國方会長)	第2号議案「令和3年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査について」及び第3号議案「山形県内水面漁業協同組合連合会からの緊急要望について」を議題に供します。事務局より説明願います。
事務局 (渡邊主査)	<p>まず、第2号議案の「令和3年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査」について、調査の概要や調査の方法をご説明いたします。</p> <p>《資料に従って説明》</p> <p>続いて、第3号議案の「山形県内水面漁業協同組合連合会からの緊急要望」について、ご説明いたします。</p> <p>令和2年11月30日に、山形県内水面漁業協同組合連合会（以下「内水連」</p>

という。)より緊急要望書が提出されました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、豪雨災害による遊漁者減少のため、大幅な遊漁料収入の減少は確実であり、今年度と同様の増殖事業を令和3年度に実施することは困難な状況に思われます。そのため、「令和3年度増殖数量指示の軽減」を要望するというものです。

1 軽減措置を要望する漁協の要件としまして、平年(通常)に比べて新型コロナウイルスや豪雨災害の影響により今年度の収入が激減している漁協ということで、①及び②を要件としています。

なお、2年前の平成30年にも自然災害による極端な不漁のため、内水連から同様の緊急要望が出されたことがありまして、そのときは、過去5年間の平均と比較して収入が激減していることを要件としたところです。

① 令和2年度の単協遊漁料収入が、過去5年間で最も収入が少なかった年よりも、さらに下回るということを要件としています。ただ、過去5年間には、極端な不漁だった平成30年度も含まれてしまいますので、極端な不漁だった平成30年度を除き、平成26、27、28、29年度及び令和元年度の5年間で比べて、その5年間の最小をさらに下回る見込みであることとしています。

この要件をみたすのは、7漁協となります。

② 令和2年度の遊漁料収入が、平年と比較して1割以上減少する見込みであることを要件としています。ただ、こちらも、過去5年間を見ますと、単協遊漁料収入については極端な不漁だった平成30年度が含まれており、また共通遊漁料収入については令和元年度から値上げをしているため、単純に過去5年間の平均を「平年」通常の収入とは考えられないため、単協遊漁料収入については平成30年度を除く5年の平均、共通遊漁料収入については値上げ後の令和元年の収入を、平年の収入として、今年度との比較対象としています。

平成30年度を除いた5年の平均の単協遊漁料収入と、令和元年度の共通遊漁料収入をあわせた「合計A」を平年の収入としまして、それと令和2年度の単協遊漁料収入の見込みと共通遊漁料収入をあわせた「合計B」を比較して、10%以上減少する漁協は7漁協あります。

①と②の要件を両方満たす漁協は、西置賜、最上川第二、小国川、日向荒瀬、赤川、温海町内水面の6漁協となります。

小国町漁協も10%以上減少しておりますが、①の要件を満たしていないため該当しないものです。また、最上川第一漁協は、①の要件は満たします

	<p>が、10%までは減少しないため該当しないものです。</p> <p>要件を満たすのは、この6漁協となりますが、6漁協すべてが軽減することではなく、軽減を要望する漁協が対象となります。</p> <p>次に、2の軽減要望額の考え方です。</p> <p>遊漁料収入減少額としまして、平年の遊漁料収入と、令和2年度の遊漁料収入の差を、軽減要望の限度額とします。</p> <p>軽減要望額の算出方法は、軽減を希望する魚種の軽減数量×購入単価の積み上げとします。</p> <p>この内水連からの要望を受けた委員会の対応の事務局案として、令和2年度は、新型コロナウイルスや豪雨災害という特殊な事情もありましたので、令和3年度のみの特例として軽減措置を認めることとして、いかがでしょうか。</p> <p>上記1の要件を満たす6漁協から、内水連を通して、軽減措置を要望の確認、要望する場合には軽減要望額及び軽減要望魚種を提出してもらおうこととし、増殖数量調査において聴き取りを行っていただきたいと考えております。</p> <p>なお、今回の豪雨災害及び新型コロナウイルスの影響以外の理由で、数量軽減を要望する場合は、基本的には他の魚種への振替で対応してもらいますが、なお聴き取り調査において委員に判断していただきたいと思っております。</p>
議長 (國方会長)	<p>ただいま事務局から説明がありました内水連からの緊急要望について、内水連から補足をお願いします。</p>
内水連 (桂参事)	<p>早い段階で複数の漁協から、このままでは来年は放流を続けられない、漁協を閉めるしかなくなるといった、つらいお話が寄せられております。</p> <p>平成30年度に内水連から水害による緊急要望を出ささせていただいた経緯があります。今回はコロナウイルス関係と水害のダブルパンチで相当漁協が疲弊しているということで緊急要望を出させていただきました。</p> <p>漁協でも指示数量を下回る放流は遊漁者に対して良い感情を与えないということは十分承知しておりますが、まずは要望を上げておかないと対応ができないので、現段階の見込みで対象となる漁協がどれぐらいあるのか、お示ししております。なお、増殖数量の聞き取り調査までには確定の数字で資料を修正した上で、軽減要望額及び軽減要望魚種を提出させていただく予定です。</p> <p>また、内水連としても本当に厳しい漁協に対しては金銭的な支援も視野に入れております。</p>
議長 (國方会長)	<p>事務局及び内水連からの説明がありましたことについて、ご意見、ご質問はありませんか。</p>

山口委員	<p>単協遊漁料収入をなぜ5年平均しなくてはならないでしょうか。実際には令和元年度に値上げをしており、そちらの方が収入額は多くなるのかなと思います。</p> <p>また、遊漁料収入の5年平均を100%として令和2年度収入の増減率が記載されておりますが、減少率がわかるようマイナスは「▲」で記載した方が見やすいかと思えます。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>令和元年度に値上げがあったものは、共通遊漁料収入になりますので、この部分は令和元年度の数字との比較としております。</p> <p>単協遊漁料収入は年によって変動が大きいので、5年平均としているところです。</p> <p>マイナスの表記については、ご意見のとおりかと思えます。</p>
内水連 (桂参事)	<p>平均をとった理由は年によってバラツキがあるためです。</p> <p>記載方法についてはご意見のとおり修正させていただきます。</p>
島軒会長代理	<p>遊漁者が半減している状況の中で、必ずしも漁業権免許時の計画数量を守っていかなければいけないものではなく、水産庁・環境省でも柔軟に対応していただけるという話が水産環境保護委員会においてありました。</p> <p>大変厳しい状況にありますので、こういった点を考慮しながら判断していく必要があると思えます。</p>
議長 (國方会長)	他に、質問等ありませんか。
	(質疑なし)
議長 (國方会長)	<p>表の作り方については配慮していただくこととして、今回要望のあった緊急要望については、昨年状況を十分に考慮しながら進めていくことが重要ではないかと思えます。</p> <p>他にないようでしたら、採決いたします。</p> <p>「令和3年度内水面漁業協同組合別目標増殖数量調査」及び「山形県内水面漁業協同組合連合会からの緊急要望」について、事務局から説明があったとおり実施することとしてよろしいですか。</p>
各委員	(異議なしの声)
議長 (國方会長)	<p>異議なしと認め事務局から説明があったとおり調査を行うことに決定しました。</p> <p>なお、調査日程などについては事務局に一任しますので各委員との調整をお願いします。</p>

12 報告事項

	【報告事項 1】
議長 (國方会長)	報告事項 1 は「令和 2 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (渡邊書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>令和 2 年 11 月 4 日に、全内漁管連の東日本ブロック協議会が開催されました。今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、書面による開催となりました。</p> <p>議事の第 1 号議案 令和 3 年度提案項目について、山形県内水面漁場管理委員会より追加提案項目を提出しておりましたので、議決結果を報告いたします。</p> <p>まず、内水面の漁業権漁場においてブラックバス、スズキなどの漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁者が増加していますが、漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁については、「その遊漁行為が漁業権魚種の採捕をも含むと客観的に認定しうるときは、遊漁料を納付させることができる」との水産庁の解釈であり、その考え方が抽象的であるため、漁業権対象外の魚種を目的とした遊漁者には、遊漁証の購入をお願いしているのが実情です。</p> <p>しかし、ほとんどの遊漁行為には混獲の可能性があるため、「その遊漁行為が混獲の可能性を否定できないのであれば、遊漁料を納付させることができる」と解釈を変更してもらいたい、解釈変更がかなわないとすれば、「その遊漁行為が漁業権対象魚種の採捕をも含むと客観的に認定しうる」の具体的基準を示してもらいたい、というのが、本県委員会からの提案項目でした。</p> <p>この追加提案項目について、東日本ブロック協議会の 13 委員会の中で追加提案、再検討、提出しないと、意見が分かれました。</p> <p>このため、再度各委員会からの意見を添えて検討を求めたところ、同様の問題を抱えている県も多くありましたが、一方で、北海道からは「各都道府県によってさまざまな状況がある、都道府県によっては遊漁への不当な制限ととらえられる側面がある」との意見、神奈川県からは「範囲を拡大しすぎる」との意見もありました。また、時間をかけて検討、ブロック内で十分な検討が必要との意見もありました。</p> <p>各委員会の意見が一致しなかったため、東日本ブロック協議会事務局案として『提案内容は、各県が実際の現場で対応に苦慮する重要な課題である。ただし、管理委員会の提案事項とするには、文言の精査が必要である。対面会議で議論ができない状況ではブロックとして十分な検討ができない。そこで、山形県の追加提案については、令和 3 年度のブロック会議</p>

	<p>へ持ち越したい。ただし、提案の課題について、水産庁にも認識してもらう必要があるため、水産庁も参加する関東ブロック内水面担当者会議で検討し、その回答を含めて、令和3年度の東日本ブロック会議で再度議論をしたい。』との提案がなされ、結果として、本県委員会の追加提案については、令和3年度東日本ブロック協議会で再度検討することとなりました。</p> <p>なお、関東ブロックの内水面担当者会議はこれから開催予定と聞いておりますが、新型コロナウイルスの状況もありまして、書面開催になると聞いております。</p> <p>そのほか、議事の第4号議案になりますが、東日本ブロック協議会の第21期役員につきまして、山形県も選出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>報告は以上となります。</p>
議長 (國方会長)	ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。
	(質疑なし)
議長 (國方会長)	<p>ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>本県から提出した追加提案について意見が分かれたということですが、多くの県が苦慮している状況を共通認識として持つことができ、これから議論を進めていく状況と認識しております。</p>
各委員	(質疑なし)
議長 (國方会長)	ないようでしたら、次に移ります。
	【報告事項2】
議長 (國方会長)	報告事項2は「コイの放流承認について」です。事務局から説明をお願いします。
事務局 (齋藤書記)	<p>《資料に基づき説明》</p> <p>山形県内水面漁場管理委員会では、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、28ページ、県公報の委員会指示とおり令和2年3月31日付けで、県内の公共用水面及びこれと連接一体となす水面におけるコイの放流の禁止を指示しているところですが、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除くこととされております。</p> <p>このたび、作谷沢漁協、最上川第二漁協、県南漁協、最上川第一漁協か</p>

	<p>らコイの放流承認申請がありました。いずれも、放流場所は①人工構造物等により指定水域からコイの侵入が困難であること、②放流水域に既に生息しているコイについてこれまでKHVが発生していないこと、③放流するコイは種苗の由来や経歴、飼育記録からKHVの感染履歴がないと考えられ、かつLAMP法による検査で陰性であること、について確認しております。</p> <p>以上総合的に判断し、山形県内水面漁場管理委員会規程第11条により緊急を要することから、29～32ページのとおり会長の専決処分とさせていただきますのでご報告いたします。</p>
議長 (國方会長)	<p>ただいま事務局から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長 (國方会長)	<p>特にご意見、ご質問等ありませんか。</p>
	(質疑なし)
議長 (國方会長)	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
	【報告事項3】
議長 (國方会長)	<p>報告事項3は「山形県漁業調整規則について」です。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>山形県漁業調整規則についてご報告いたします。</p> <p>海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則が一本化された山形県漁業調整規則について、令和2年10月23日に公布され、12月1日に施行されました。</p> <p>この漁業調整規則の改正については、9月の委員会で諮問をさせていただいたところですが、諮問時の規則案から一部変更となった箇所がありますので、ご説明させていただきます。</p> <p>変更の経緯としましては、8月28日に水産庁担当との事前協議が終了し、その上で9月9日の委員会で諮問をさせていただき答申をいただいたところでしたが、そのあとになり水産庁内で改めて書きぶりの方針が整理されたことに伴い、水産庁から修正の指示があったものです。</p> <p>《資料に基づき説明》</p> <p>変更があった箇所については、内容自体は変わるものではなく、書きぶり</p>

	<p>が変更となったものです。</p> <p>事前協議、諮問・答申が済んだ後の修正となってしまったのですが、この箇所の書きぶりについては、水産庁の方で再整理をして統一したということで、このような修正となりました。</p>
議長 (國方会長)	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長 (國方会長)	<p>ほかにご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>水産庁からの指示に基づく修正で、特に中身が変わったわけではないということで、特にないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長 (國方会長)	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
	<p>【報告事項4】</p>
議長 (國方会長)	<p>報告事項4は「漁業法等の改正について」です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>令和2年12月1日に漁業法等の一部を改正する等の法律が施行されたところですが、漁業権に関連する改正について、ご説明いたします。</p> <p>このたびの漁業法の改正においては、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者や漁業協同組合等が将来に向けて安心して漁業に取り組めることを基本とし、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者に優先して免許する仕組みとされました。漁場を適切かつ有効に活用するとは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいいます。</p> <p>内水面の共同漁業権を有する漁業協同組合においても、漁業権者として漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるための計画の作成や、資源管理の状況及び漁場の活用の状況の報告などが新たに求められることとなりました。</p> <p>資料55ページ以降には、新たに義務付けられた報告や計画の作成について、各漁協へ依頼した文書を参考として載せております。</p> <p>資料56ページは、漁業法第90条に規定された資源管理の状況等の報告に</p>

	<p>ついてです。</p> <p>漁業権者である漁協は、1年に1回以上、資源管理に関する取組の実施状況や漁場の活用状況を知事に報告しなければならないこととなりました。そして、知事は、報告を受けた事項について意見を付して、内水面漁場管理委員会へ報告することとなっております。</p> <p>続いて、資料59ページは漁業法第74条に規定された漁業権者の責務及び計画の作成についてです。</p> <p>漁業権を有する漁協は、漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用するように努めるものとされており、漁業生産力を発展させるため計画の作成、定期的な点検を行うこととされました。計画の内容としましては、地域における漁業生産が持続的に行われるよう、地域の実情に合わせて、取り組むべき課題等について計画を作成するものです。</p> <p>内水面における共同漁業の免許については、漁業権の存続期間が10年ということで、現在の免許が令和5年12月31日までの期間となっておりますので、令和5年の免許の切り替えの際には、漁場を適切かつ有効に活用しているかの判断も必要とされるところです。</p>
議長 (國方会長)	<p>ただいま水産振興課から説明がありましたことについて、ご意見、ご質問等はありませんか。</p>
津藤委員	<p>毎年、増殖数量聞き取り調査に参加させていただき、組合員の減少や高齢化が進んでいると聞いておりますが、令和5年以降計画策定や報告が義務付けられるということで、ますますハードルが上がっている気がします。</p> <p>各地域の漁協に寄り添って、行政などからのアドバイスがないと、ますます漁協が大変になるのではないのでしょうか。</p>
議長 (國方会長)	<p>大学も同じ状況ですが、昨今は報告を求められる時代になっております。一方で高齢化や組合員数が減っていくなかで、報告に対応することが難しい問題を含んでいることは事実と思います。組合長としてのご意見はいかがでしょう。</p>
鈴木委員	<p>何を報告すべきかわからない漁協が多いので、1月20日に酒田市において県から説明を受ける予定です。</p>
議長 (國方会長)	<p>事務局としてはできるだけ漁協の負担にならないような方向で作成報告が必要なものについて、懇切丁寧に説明していただきたいと思います。</p> <p>報告に不慣れな漁協もあるかと思っておりますので、事務局としてもできるだけ適切なアドバイスをしていただきたいと思います。</p>
高橋委員	<p>我々も組合員の減少及び高齢化を身に染みて感じています。</p>

	<p>最上川水系でアユをどうやって増やせばよいか、様々な方法で経営上の悪化を改善しようと一生懸命頑張っております。地域ぐるみで河川環境の保全活動にも取り組んでおります。子どもたちが楽しく川で遊べるよう、取り組んでいかないと担い手がいなくなってしまう、汚いドブ川になってしまうことが懸念されます。</p> <p>各地域の河川をどう守っていったらいいかということを真剣に考える時が来ていると常々痛感しております。</p>
大場委員	<p>津藤委員のご意見のとおり、県への報告に加えて、これからは漁業法に基づく報告も求められるため、漁協の事務負担が大きく、事務員がいない漁協では対応できない恐れがあります。</p> <p>これからは単協の事情を理解していただき、報告が負担にならないようなやり方をお願いします。</p>
議長 (國方会長)	<p>漁協の負担にならないよう、報告書作成の仕方について、ご配慮していただき、適宜アドバイスしていただければと思います。</p>
渡邊書記	<p>漁業法の改正に伴い、各漁協の負担が色々と増えてしまうことは大変心配しておりました。</p> <p>このたびの計画と報告の作成については、法で義務付けられておりますので、ご対応していただかなければなりません。なるべく各漁協に過度な負担をかけないようにと考えております。できるだけひな形を作成するとともに、県庁と庄内地域で説明会を開催し、各漁協の皆様のご意見を聞きながら、進めていきたいと考えております。</p>
議長 (國方会長)	<p>ほかにご意見、ご質問等ありませんか。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議長 (國方会長)	<p>ないようでしたら、次に移ります。</p>
13 その他	
議長	<p>次第の「5 その他」に移ります。</p> <p>委員の皆様や事務局から何かございますか。</p>
事務局 (渡邊書記)	<p>事務局から連絡させていただきます。</p> <p>本日、席上に配布している封筒の中に事務局からの事務連絡を入れております。</p> <p>一点目は増殖数量調査の日程調整のお願いです。2月中旬～下旬の実施を</p>

	<p>予定しておりますが、予備日として3月第1週も含めてご都合の悪い日をお知らせください。</p> <p>2点目は、連絡先等の記入についてのお願いになります。</p> <p>委員の皆様の名簿調整のため、電話番号などの連絡先及び現在就任している役職等について、ご記入をお願いします。</p> <p>新任委員につきましては、口座振込の用紙を同封しておりますので、こちらの提出についてもよろしくをお願いします。</p>
議長 (國方会長)	他に何かございますか。
議長 (國方会長)	他にありませんか。ないようでしたら、これで本日の議長を辞させていただきます。議事進行にあたり、皆様から御協力をいただき誠にありがとうございました。
11 閉会	
事務局次長 (長谷川補佐)	<p>國方会長、ありがとうございました。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。先ほど、事務局から説明させていただいたとおり、2月には、各漁協に対する増殖指示数量のヒアリングが予定されているところです。詳しい日程など決まったら改めてお知らせいたしますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上をもちまして、第325回山形県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。ありがとうございました。</p>